

医療法人の理事長要件の見直し

(国家戦略特別区域法 第14条の2)

規制改革の内容

特例措置前

※医療法

医師又は歯科医師以外の者を理事長に選任する場合、都道府県知事は、医療審議会の意見を聴き、個別判断で選任

特例措置

医師等以外の者の理事長の認可基準[※]を明確化し、医療審議会の意見聴取も不要に
※医療法人の理事経験2年以上 など

効果

医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進

規制改革の概要



<都道府県知事>



医師等以外の者であっても、基準に適合すれば、審査会の意見聴取なしで理事長に選任

理事長候補



医師



歯科
医師



医師等
以外の者

<認可基準> 次のいずれかに該当すれば選任可能

- ・社会医療法人又は特定医療法人
- ・地域医療支援病院又は病院機能評価による認定を受けた病院
- ・医療法人の理事経験2年以上